平成２５年（フ）第１１３号
和歌山県有田郡有田川町大字糸野309番地３
債務者　玉置　定子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
和歌山市加納322番地の２　204号
債務者　和田　義文
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
和歌山県有田市港町103番地１　本地団地６－２
債務者　奥　　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８号
和歌山市松江東４丁目９番13号　明光アパート５号室
債務者　鈴木　敏伸
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４８号
和歌山市神前37番地の59
債務者　佐原　郁子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４２号
大阪市浪速区恵美須東１丁目16番９号　ビジタル浪速12―604号
債務者　井伊　八重（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３８号
大阪市北区長柄東２丁目１番24―1020号、前住所大阪市都島区毛馬町５丁目16番22号
債務者　上田　祐之
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８８号
大阪府交野市私市２丁目29番９号
債務者　山本　義文
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９５号
大阪市北区中崎西３丁目３番32―506号
債務者　田中博子こと　朴　　浩子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９９号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目３番38号
債務者　鹿野　秀行
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０９号
大阪市東成区大今里西３丁目16番９－３Ｈ号
債務者　林　　鋭勇
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６１号
大阪府高槻市千代田町13番６号
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６９号
大阪市都島区友渕町１丁目５番５―1909号
債務者　松浦　夕子（旧姓牧原）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７８号
大阪市生野区生野東３丁目１番23号
債務者　柴田　　章
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７９号
大阪市東住吉区中野１丁目６番４号　メゾン中野302号
債務者　遠藤　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０６号
大阪市西成区橘１丁目10番６号
債務者　田中　　浩
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６４号
大阪市淀川区塚本４丁目３番10号　阪上ビル402号
債務者　有吉　友見
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９５号
大阪府箕面市桜ケ丘４丁目13番２－Ｃ102号
債務者　尾﨑佳代子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部